



神奈川県
衛生部衛生総務室

参考

県立保健・医療・福祉系大学整備計画

平成 11 年 3 月

目 次

整備計画策定の趣旨	1
1 県立保健・医療・福祉系大学の整備内容	2
(1) 大学の名称	2
(2) 学部・学科の基本構成及び入学定員	2
(3) 教育理念及び教育目標	2
(4) 教育内容	3
(5) 入学選抜方法	7
(6) 授業料・入学料	8
(7) 教員の確保	8
(8) 専門実践研究機能	8
(9) 教育施設・設備の整備	9
(10) 地域との連携	9
(11) 大学の運営体制	9
2 卒後教育機関の整備内容	10
(1) 卒後教育機関の性格	10
(2) 教育研修の基本的目標	10
(3) 教育研修の内容	10
(4) 専門的な実践研究	11
(5) 運営方法・組織体制	11
3 既存県立人材養成機関の再編整備	12
4 開学準備スケジュール	12
 〈参考資料〉	
県立保健・医療・福祉系高等教育機関整備基本構想（抜粋）	17
県立保健・医療・福祉系大学整備計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱	20
県立保健・医療・福祉系大学整備計画策定委員会委員名簿	22
県立保健・医療・福祉系大学整備計画調整会議の設置及び運営に関する要綱	23
県立保健・医療・福祉系大学整備計画策定経過	25

整備計画策定の趣旨

保健・医療・福祉の連携と総合化、生涯にわたる継続教育、地域社会への貢献を基本理念とし、保健・医療・福祉の総合的人材養成機能、卒後教育機能、専門実践研究機能を基本的機能として有する、県立保健・医療・福祉系大学を整備する。本大学は、学部及び附置機関として有資格者等を対象とした卒後教育機関で構成する。

本「県立保健・医療・福祉系大学整備計画」は、平成9年度に策定した「県立保健・医療・福祉系高等教育機関整備基本構想」に基づき、今後、計画的に本大学の整備を推進していくため、基本・実施計画として策定したものである。

1 県立保健・医療・福祉系大学の整備内容

(1) 大学の名称

正式名称は、平成11年度以降、整備計画について県民への周知を図った後、大学の名称を県民から公募するとともに、その結果、整備計画策定委員会で出された意見、県議会、関係団体及び市町村の意見等を踏まえて決定する。

それまでの間の仮称は、県立保健医療福祉大学とする。

(2) 学部・学科の基本構成及び入学定員

学部・学科の基本構成及び入学定員等は、次のとおりとする。

学部名(仮称)	学科名(仮称)	入学定員	取得可能な資格	
			基本的取得可能資格	選択により取得可能資格
保健福祉学部	看護学科	80人	看護婦・看護士及び 保健婦・保健士	社会福祉士 養護教諭1種
	管理栄養学科	40人	管理栄養士	
	社会福祉学科	60人	社会福祉士	介護福祉士 精神保健福祉士
	リハビリテーション学科	40人	理学療法士又は 作業療法士	
合 計		220人		

(3) 教育理念及び教育目標

ア 教育理念

基本構想に掲げた基本理念を実現するため、学部の教育理念を次のとおりとする。

(ア) 高い倫理観、多様性を認めあう寛容の精神、人権意識を有し、ヒューマンケアを行うことができる人材を養成する。

(イ) 各領域にわたる幅広い知識・技術を修得し、地域社会でトータルなケアを実践できる人材を養成する。

(ウ) 専門領域において、新たな知識を創造し、発展させることができる人材を養成する。

イ 教育目標

学部での教育理念に基づき、次の5つを教育目標とする。

(ア) 総合的な人間理解力の養成

生命と個人の尊厳を基礎とした豊かな人格の形成を目指し、人間にに対する深い洞察、鋭い感性、温かい共感性を養い、総合的に人間を理解する力を養う。

(イ) 豊かな表現力と的確な判断能力の養成

コミュニケーション技術を得て、豊かな表現力を身につけ、また科学的根拠に基づく的確な判断能力を養成し、豊かな人間関係を形成できる資質を養う。

(ウ) 國際的視野での社会洞察力の養成

生活、社会、環境のあり方を地域レベルにおいても、地球レベルにおいても学び考え、提案できる力を養う。

(エ) 総合調整能力と実践力の養成

保健・医療・福祉分野において、幅広い知識と技術を学び、関連職種間の相互理解と連携を基盤とした実践力を養うとともに、広い視野で総合的に調整できる力と指導力を養う。

(オ) 基礎能力と創造力の養成

保健・医療・福祉の基礎的、原理的な知識、技術を修得するとともに、柔軟かつ科学的思考力や研究の基礎的能力を養う。

(4) 教育内容

ア 教育課程編成の考え方

① 教育課程の編成においては、複数の資格取得か、又は単数の資格取得とあわせて、資格に関連する分野以外の専門知識・技術の修得が可能となる総合性のあるカリキュラム（総合カリキュラム）を編成する。

② 総合カリキュラムは、人間総合教育、連携実践教育、専門創造教育の3つの基本的枠組みにより編成する。

人間総合教育では、人格形成、人間理解、自己表現、コミュニケーション能力、国際的視野、地域への関心等を修得することを教育の目的とし、全学科共通科目として編成する。

連携実践教育は、3段階にわけ、第1段階として、保健・医療・福祉の連携意識の醸成を行い、第2段階として、保健・医療・福祉の総合的な知識・技術の修得を図り、第3段階として保健・医療・福祉の連携意識の展

開を図ることを教育の目的とする。

履修方法は、学科毎に必要科目や単位を取得し、できるだけ学科間で共通できる科目を編成して行う。

専門創造教育は、専門分野の基礎的かつ原理的な知識・技術の修得を図り、あわせて専門分野の教育を通じた創造性の育成を行うことを教育の目的とする。

履修方法は、基本的には学科毎に必要科目や単位を取得していくこととする。

③ 人間総合教育については、4年間を通じて効果的に配分し、連携実践教育及び専門創造教育については、1年次から編成し、両教育が相乗効果を与えるよう体系的に配分する。

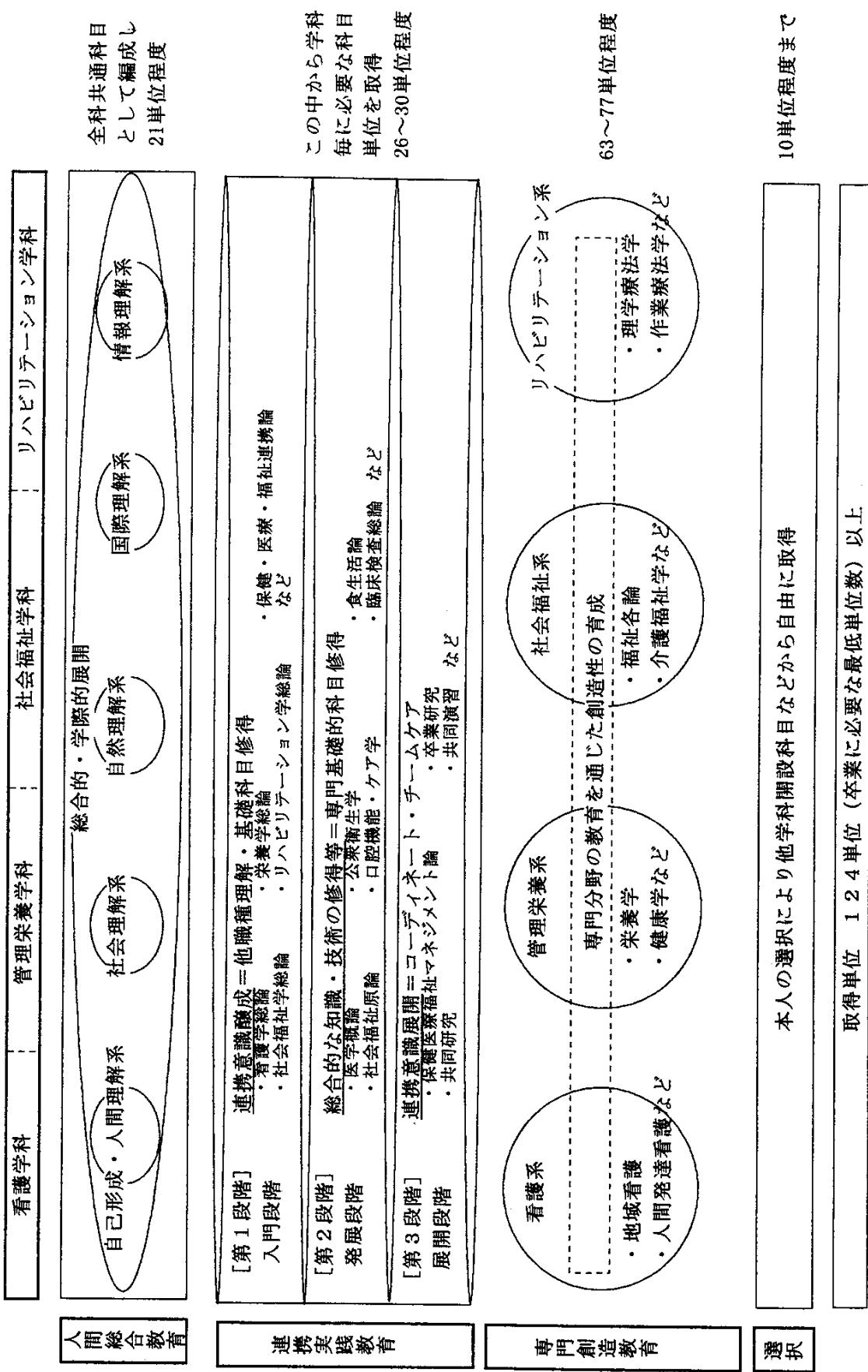
④ このほか、従来からの学問類型等に限定されない科目の設定や学際的な視野を持ったカリキュラム編成、さらに他大学との単位互換も検討する。

また、国際化、情報化に対応できる教育内容やコスト意識を養う教育の充実も行う。

さらに、大学の教育理念を示す象徴的科目の設定と全学生共通履修科目の設定を検討する。

総合カリキュラムの編成イメージは別紙のとおりであり、平成11年度以降は、総合カリキュラムの編成に向けて、授業科目の設定をはじめ、単位取得の年次配分や時間割など具体的な検討を進める。

総合力リキュラム編成イメージ



イ 教育手法

教育課程の編成にあわせ、次の教育手法を用いる。

- ① チームケアの確立を目指し、学科の枠を超えた合同授業、合同演習、合同実習を実施する。
また、早期の意識醸成という観点から、大学に入学した早い時期での看護、介護実習を行う。
- ② 学問を多角的にとらえるため、オムニバス方式の講義^(*)を導入する。
*一つのテーマを数人の教員により、様々な視点から教育すること
- ③ 自主性、創造性等を育むため、ロールプレイ方式（役割実演法）や討論方式による演習等を実施する。
- ④ コンピュータなど情報機器を積極的に活用した教育を行う。
- ⑤ 単位認定において、知識の詰め込みになりがちな筆記試験にかえて、出席状況やレポート、学生の共同研究等を重視する試験方法を検討する。

ウ 実習

臨地実習の積極的な実施を行うなど、実習を重視する。このため、教育課程の編成が円滑に行えるように実習計画等を作成し、充実した実習内容の検討及び実習施設の早急な確保に取り組む。

エ 各学科の教育内容

各学科の教育課程は、教育理念及び教育目標に掲げる人材の養成を目指し上記ア～ウの考え方に基づき編成していくが、このほか各学科には次の教育内容を盛り込む。

(7) 看護学科

看護婦・看護士及び保健婦・保健士の国家試験受験資格を必修取得とし、学生の選択により、社会福祉士の国家試験受験資格や養護教諭1種の免許が取得できる教育内容とする。

(1) 管理栄養学科

管理栄養士の国家試験受験資格を必修取得とし、あわせて看護学、介護学や臨床検査学の専門知識や技術の修得が可能となる教育内容とする。

(2) 社会福祉学科

社会福祉士の国家試験受験資格を必修取得とし、あわせて看護学の専門知識や技術の修得が可能となる教育内容とする。

また、学生の選択により、介護福祉士の資格や精神保健福祉士国家試験受験資格が取得できるようにする。

なお、介護福祉士の資格取得については、一定の定員を設ける。

いわゆる医療ソーシャルワーカーの養成については、国家資格化に向けた動向などを注視しながら教育課程の編成の中で検討を続ける。

(I) リハビリテーション学科

一定の定員を設けた理学療法学専攻と作業療法学専攻を設置し、理学療法学専攻では理学療法士の国家試験受験資格を必修取得とし、あわせて作業療法学、介護学の専門知識や技術の修得が可能となる教育内容とする。

作業療法学専攻では作業療法士の国家試験受験資格を必修取得とし、あわせて理学療法学、介護学の専門知識や技術の修得が可能となる教育内容とする。

(5) 入学選抜方法

保健・医療・福祉に対して熱意ある優秀な人材を確保するため、次のように一般入学選抜のほか、推薦入学選抜、社会人特別選抜、編入学等、時代の変化に対応した柔軟な選抜方法の整備に向けて十分な検討と準備を行う。

ア 一般入学選抜

高等学校の進路指導担当教員や在校生に対して、大学の教育の特色、取得資格、卒業後の進路などについて十分に広報を行い、優秀な人材を確保する。

また、中央教育審議会等において審議されている入学者選抜の改善等の動向を踏まえながら、方法・内容等について、今後、具体的な検討を行う。

イ 推薦入学選抜

対象者は、県内の高等学校の新規卒業予定者で強い目的意識を持つとともに、一定の成績（評点）以上の者とし、募集定員は、文部省の推薦入学定員の基準（現行：学科の入学定員30%が目安）に基づき決定する。

入学選抜は、出身学校長の推薦に基づき、調査書、面接及び小論文により行う。

ウ 社会人特別選抜

対象者は、現に県内の福祉施設・病院等で保健・医療・福祉業務に従事している者等とし、一定年数以上の保健・医療・福祉関係業務経験や施設長・病院長等の推薦等の条件を設ける。

募集定員は、社会人への門戸開放という趣旨を十分踏まえて、応募者の状況などから決定し、入学選抜は、学力検査を免除し、面接、小論文その他適当と認められる資料を適切に組み合わせて行う。

工 編入学

保健・医療・福祉系短期大学卒業者及び保健・医療・福祉系専門学校卒業者（修業年限2年以上、総授業時間数1,700時間以上の専門学校卒業生に限る）等を対象とする。

編入学の導入にあたっては、対象者、入学定員とは別に設ける編入学の定員、短期大学等での取得単位の認定、編入学が可能となるカリキュラムの編成等について十分な検討を行う。

才 その他

ボランティア経験を重視した選抜方法や専門高校・総合学科卒業生選抜制度などについては、引き続き検討を行う。

（6）授業料・入学料

大学の授業料・入学料の額については、国立大学、他の都道府県立大学との均衡や、私立大学、専門学校、県立短期大学の額などを参考に、適正な額となるように決定する。

また、これらの他に必要となる入学検定料などの各種費用についても、授業料・入学料と同様の観点から検討する。

特に大学の入学料の額については、県内在住者と県外在住者で差を設ける方向で検討を進める。

（7）教員の確保

新たな保健・医療・福祉人材養成の拠点としての基本理念や大学の教育理念を理解し、充実した大学教育を行うためには、優秀な教員を確保することが重要であり、また、全国的にも保健・医療・福祉系の教員確保が大きな課題となっていることから、平成11年度以降、教員確保のための推進体制を発足させる。

教員の確保対策は、県以外の外部から的人材確保と県内部の人材活用により行う。

外部からの人材確保は、公募によるもの、学長・学部長等主要教員候補者の推薦によるもの等の方法を検討する。

県内部の人材活用は、栄養短期大学及び衛生短期大学の教員の活用、保健・医療・福祉系施設等に勤務する臨床経験者等の活用及びその他看護人材養成機関の教員等の活用を検討する。

なお、栄養短期大学及び衛生短期大学の教員を対象に、4年制大学教員審査基準を満たすことができるよう、研究論文作成支援を行う。

（8）専門実践研究機能

変動する社会経済情勢や新たな保健・医療・福祉のニーズに対応した実践的な研究を行う。その際には各専門分野にとらわれない学際的な研究と

なるよう努める。

本大学と保健・医療・福祉関連施設・機関とのネットワークの構築を図り、本大学を中心地域に即した研究が行われるようにするとともに、研究成果が、県内の関連施設・機関や保健・医療・福祉の現場で活用されるよう積極的な情報の提供を行う。

また、研究を実施するための支援体制の整備にも努める。

(9) 教育施設・設備の整備

大学として充実した教育研究を行う上でふさわしく、かつ機能を重視した教育施設・設備の整備を図ることとし、また整備にあたっては民間活力を活用したリース方式の導入を図っていくこととする。

さらに、今後情報化の進展や教育研究内容の変化に柔軟に対応できるものとなるようにするとともに、次の事項に配慮した施設となるように努める。

- ① 環境：省エネルギーに配慮するとともに、緑豊かな環境となるようすること。
- ② 防災：耐震性能を十分持つとともに、災害に際しては、大学の教育施設等が活用できるようにすること。
- ③ 福祉：「県福祉のまちづくり条例」に準拠したバリアフリーな施設とすること。

(10) 地域との連携

高等教育機関として持つ教育的資源を有効に活用するとともに、地域や県民に開かれた大学を目指し、高齢社会に対応した在宅看護や介護など、地域や日常生活に密着したテーマによる公開講座やコミュニティカレッジの開設、関連学科等を有する高等学校との連携、専門職などの生涯学習ニーズに対応するための科目等履修制度の導入、さらには地域の病院や福祉施設等で働く専門職による自主研究や研究グループへの支援などを通じて、地域との連携を図る。

(11) 大学の運営体制

新たな大学の運営にあたっては、知識・技術の高度化、情報化・国際化の進展等の社会的変化や、県民ニーズの多様化に適切に対応し、教育研究活動の活性化を図っていくため、教育研究内容や教育組織等について大学自身が自己点検・評価を行うためのシステムを導入する。

また、大学の基本理念を実現するため、市町村、有識者等で構成する第三者機関を設置し、広く県民各界各層の意見、要望を大学運営に反映させ設置者と大学が連携・協力して適切な大学運営を行える態勢を整える。

2 卒後教育機関の整備内容

(1) 卒後教育機関の性格

保健・医療・福祉関連の有資格者や業務従事者、県・市町村職員を対象として、高齢者等に対する在宅看護・介護に関するニーズや、医療、看護・介護に関する知識・技術の高度専門化などに対応できる資質と能力の向上を図るとともに、各専門分野間の連携を推進する総合的な能力を身につけるために、実践的な研究機能をも担った大学の附置機関として、新たに卒後教育機関を設置する。

大学の附置機関の名称は、「人材育成研究センター（仮称）」とする。

(2) 教育研修の基本的目標

基本構想に掲げた基本理念を実現するため、卒後教育機関で実施する教育研修の基本的目標は、次のとおりとする。

- ① 専門職として常に社会的ニーズに柔軟に対応するための継続的な能力の開発
- ② 基礎教育の上に専門性を発展させ、熟練性を深めるためのキャリア開発支援
- ③ 保健・医療・福祉の各専門分野間の連携や、高齢社会への対応に必要なりフレッシュメント

(3) 教育研修の内容

卒後教育機関においては、指導人材の育成、高度専門教育、総合連携教育、現任者研修を中心に行い、具体的な教育研修課程の内容・期間等については、別表の「教育研修計画の基本的枠組み」を基に、平成11年度に教育研修実施計画の検討を行う。

別表 教育研修計画の基本的枠組み

教育研修の内容	課 程	コ ー ス
I 指導人材の育成	1 専門学校教員の養成	看護教員養成
		福祉教員養成
	2 実習指導者の養成	看護実習指導者養成
		福祉実習指導者養成
	3 管理指導者の養成	看護管理者養成
		福祉施設管理・指導者養成
	4 看護専門教育	母子看護、地域看護、老年看護、がん看護、ICU・CCU看護
	5 福祉専門教育	高齢者・障害者・児童・在宅福祉等
	6 医療技術者専門教育	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士等
III 総合連携教育	7 ケアコーディネーター養成	ケアコーディネーターの養成、資質の向上
	8 チームケア研修	地域（在宅）のチームケアの推進・向上のための研修
IV 現任者研修	9 専門基礎教育	専門職を対象にした専門基礎教育
	10 レベルアップ&リフレッシュ教育研修	主に県・市町村職員を対象としたレベル別実務研修、特定行政課題研修

(4) 専門的な実践研究

地域の病院や福祉施設等とのネットワークを持ち、地域現場から得られた臨床経験等に基づく専門的で実践的な研究を行い、その成果を地域に還元し、地域の保健・医療・福祉の推進に貢献する。

(5) 運営方法・組織体制

保健・医療・福祉分野の有資格者等の現任者が継続した学習の機会を得られるよう、夜間・休日開講、聴講生制度や科目等履修生制度などによる自主的な学習方法、さらには断続的な研修方法や情報機器を活用した在宅学習の推進などの検討を行い、柔軟な教育研修を目指す。

また管理運営、教育研修に関する企画調整、指導人材の育成、高度専門教育、総合連携教育、現任者研修及び専門実践研究を担当する部門を整備するとともに、地域に開かれた教育研修の拠点として必要な施設・設備を整備する。事業運営にあたっては、学部生とセンター研修生との交流授業や地域政策研究における学部との連携のほか、教育手法や研究成果、人的資源等の相互活用などにより、学部教育と連携した効率的な運営を図る。

3 既存県立人材養成機関の再編整備

新たな県立保健・医療・福祉系大学の設置にあたっては、行政の効率的で効果的な執行体制を整備する観点から、栄養短期大学、衛生短期大学、看護教育大学校及び保健教育センターの再編を行うこととする。

各機関の廃止や募集停止の時期等の必要な移行措置については、関係機関と十分な調整を行う。

4 開学準備スケジュール

平成15年度の開学を目標とし、計画的な整備に必要な開学推進準備体制を整え、別表の「県立保健・医療・福祉系大学整備スケジュール」のとおり、平成11年度以降、教育カリキュラムの編成、施設・設備の整備、教員の確保、学則等規程の整備、平成14年度の大学設置認可申請に向けた国への事前調整などを行うとともに、入学試験の実施に向けた準備を進める。

また、卒後教育機関については、かながわ新総合計画21の計画期間内の整備に向けて平成11年度以降、教育研修計画の策定、カリキュラムの編成、教育研修の運営体制の整備等を計画的に進める。

県立保健・医療・福祉系大学整備スケジュール

項目	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
学部施設整備		X			
	設計調査・業者選定		設計・工事		
推進体制等					
	開学推進委員会（仮称）				
	府内設立準備会議・部会等				
整備事項等					
・教員確保					
	教員確保活動			内定・採用等	
・カリキュラム等					
	カリキュラム編成、実習施設確保				
・規程整備					
	学則等規程整備			条例等制定	
・学生募集等					
	広報活動			募集事務試験	
国との調整					
文部省・厚生省・自治省					
	事前相談・事前認可協議			一 次 二 次 申請 申請	